

第 72 回市原市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成 21 年 10 月 30 日（金）午前 10 時 09 分～11 時 44 分

2 開催場所 議会棟第 4 委員会室

3 出席者

（委員） 芦沢哲蔵会長 鶴岡和幸委員 堀田健治委員 上符玲子委員
田中達郎委員 鴫田房暉委員 大林正章委員 千代慎一委員
吉岡重代委員 山越 均委員

※千代慎一委員の代理として高梨祐司次長

（説明員） 佐久間隆義市長

（都市計画部） 安藤秀一部長 小出和茂次長

（まちづくり課） 梅津雅之グループリーダー

志田昭秀主任 尾棹淳一技師

山中 聡主事

（環境部） 木村武男部長

（クリーン推進課） 平田浩造課長 齋藤弘之グループリーダー

平松伸仁技師 清水翔司主事

（事務局）（まちづくり課） 三森政三主幹 鈴木一也グループリーダー

山本亜希子主事

4 議 題

- (1) 市原都市計画ごみ焼却場の変更について（都市計画決定権者：市原市）
- (2) 市原都市計画用途地域の変更について（同：千葉県）
- (3) 市原都市計画高度地区の変更について（同：市原市）
- (4) 市原都市計画郡本・藤井・門前・市原地区地区計画の決定について（同：市原市）
- (5) 市原都市計画道路の変更について（同：市原市）
- (6) 市原都市計画生産緑地地区の変更について（同：市原市）

5 議事の概要 原案どおり承認された。

6 会議経過 別紙のとおり

6 会議経過（別紙）

議長

ただ今より、第 72 回市原市都市計画審議会を開会いたします。

本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、開催要件を満たしているものと認めます。

はじめに、議事録署名人を指名いたします。議事録署名人に、堀田委員と上符委員を指名します。

議事に入る前に、ただ今、審議会の傍聴を希望する方が待機しております。当審議会の公開要領第 2 条の規定に基づき、傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

傍聴人をお願いします。お手元の傍聴人の遵守事項を守り、係員の指示に従ってください。これに違反した場合は、退席いただくことがありますので、ご承知おき願います。

第 1 号議案 市原都市計画ごみ焼却場の変更について

議長

それでは、審議に入ります。

はじめに、「第 1 号議案 市原都市計画ごみ焼却場の変更について」を議題といたします。

説明員より議案の説明をお願いします。

説明員

それでは、「第 1 号議案 市原都市計画ごみ焼却場の変更について」を、ご説明させていただきます。

お手元の議案書を、スクリーンにそのまま投影させていただきますので、スクリーン上でのご説明とさせていただきます。

初めに、議案書の 1 ページになります。

本議案は、市原市能満ごみ焼却場について、ごみ焼却場を廃止するものでございます。位置は、市原市能満字上中貝（カミナカガイ）と烏堀込（カラス ホリコミ）です。面積は、約 2 万 8 6 9 0 m² です。

変更の理由といたしましては、市原市能満ごみ焼却場は、ごみ焼却場としての機能をすべて市原市福増清掃工場に移し、昭和 5 9 年 6 月を以って休止しました。

その後、2 3 年が経過した平成 2 0 年 1 月に解体し、現在は、ごみ焼却場としての形態はございません。

また、今後も、ごみ焼却場としての利用計画はないことから、都市計画決定を廃止するものでございます。

現在、市原市では、市原都市計画ごみ焼却場として、第 1 号 市原市能満ごみ焼却場と第 2 号 市原市福増清掃工場の 2 区域を都市計画決定しておりますが、今回、第 1 号 市原市能満ごみ焼却場を廃止することで、市原都市計画ごみ焼却場は、スクリーン下の「旧」から、スクリーン上の「新」に、変更となります。

第 1 号 市原市能満ごみ焼却場の位置は、赤丸で示しているとおおり、市原市役所から東南東に約 3 k m のところに位置しております。

対象地区の詳細がこちらでございます。

黄色の部分が、第 1 号 市原市能満ごみ焼却場の区域でございます。

また、お手元の議案書にはございませんが、現在この区域は、ご覧のように更地の状態となっており、ごみ焼却場としての利用形態はございません。

今後の本市における廃棄物処理施設の焼却施設の整備などに関する考え方でございます。

現在、本市のごみ焼却量の状況は、平成20年度では、前年度比マイナス2.2%であり、今後も、資源物の分別の徹底とごみ減量化を進める考えです。

また、今後のごみ焼却施設につきましては、現在稼動しております第2号 市原市福増清掃工場にある施設を有効に、そして長く活用する考えでおりますので、今回、第1号 市原市能満ごみ焼却場を廃止するものです。

対象区域の廃止後につきましては、一部を敷地としまして、平成22年度に一時保管庫を建設する予定でございます。

建築物の用途は倉庫でございます。

また、地元町会から、多目的に利用できる広場として整備して欲しい、との要望もありますことから、今後、地元町会とも協議のうえ、整備内容を決定していく考えでございます。

最後に、現在までの都市計画法に基づく変更手続きの状況につきまして、ご報告いたします。

千葉県への事前協議を経まして、10月1日から10月15日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、縦覧に供しました。その際、意見書の提出はございませんでした。

以上で第1号議案についてのご説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に対し、委員の質疑をお願いします。

委員 審議会とは関係ないかもしれませんが、先ほど跡地利用を考えているというお話でしたが、23年という長年の利用による土壌汚染等の心配はないのでしょうか。

説明員 能満清掃工場の解体に際しましては、事前の段階で敷地の中のダイオキシンの状況、並びに撤去後のダイオキシンの状況を検査しましたところ基準値を超えていませんでした。また、アスベスト等についても解体工事をする中で、予防工事を施し、安全に施工を終えています。

委員 この場所は市街化調整区域であると思いますが、今後、建築物である一時保管庫を建設することができるのでしょうか。

説明員 市街化調整区域ではありますが、地方公共団体が公益のために建設する場合につきましては、都市計画法上に、市長との協議の成立をもって建築が可能となる特例規定がございます。

委員 建築審査会を経てということでしょうか。

説明員 建築審査会を経る必要もございません。

委員 資料を見ますと福増清掃工場が建設されて26年経っているようですが、清掃工場というのは大体20年くらいで更新されないといけないと思います。

現在のところ、福増で更新できるような用地があるのかどうか。

処理能力としては、一日520tあり、現状の市原市の人口からすれば十分な容量だろうと思われそうですが、長期的に活用するとなれば、必ず更新しなければならないと思います。更新の目安や予定を教えてください。

説明員 現在の焼却施設の今後の更新の考え方ですが、福増清掃工場内の第1、第2と焼却炉がある中の第1工場について、平成18年度から平成21年度の4年間で、施設を増やすの

ではなく能力を回復する延命化工事を施しております。

そのため、今後十数年は、大丈夫であろうと考えられます。新しい施設を新たにつくることと、現状の施設を有効活用できるようリフレッシュしていくことを、検討しながら対応していく考えでございます。

そういうことで、今回は能満清掃工場の都市計画変更をあげさせていただきたいと思えます。

委員

当初からの変遷につきましては、十分理解できたつもりであります。

(市は) ダイオキシンへの配慮を積極的にされたものと記憶しておりますが、あえて、ここで確認させていただくと、その他の環境問題については、いかがでしょうか。

次に、一時保管庫については、環境の内容を含め、現在の清掃収集を踏まえての一時保管庫なのか、その辺もご説明いただきたい。

もう一点につきましては、せっかく 28,690 m²もあります。市民の状況として、レクリエーション施設または、スポーツ施設等が市原市にまだ足りないという状況があります。

それを踏まえて、一時保管庫以外に、町会、登録のある各種市民団体等に用途廃止をされた段階で、市の管理地ですからきれいではありますが、休眠状態となっている、せっかくこれだけの土地があるのですから、市民開放を前提とした段取りをも早急に対応をする必要があるのではないかと私は思うのですが、現状についてお答えいただきたい。

説明員

いくつかございましたので、分けてお答えします。

一時保管庫につきましては、廃棄物を減らすという方向から3Rを推進しているところでございますが、もう一度使うリユースも更に進めていかないと、現在の目標に到達しないということがあります。

大きな物で、もう一度使える物が排出された場合、現状では処分しておりますが、イベントその他で活用したい人にあげるなど、これを一時的に保管する場所にしたい。また、国の補助制度がございますので、それと擦り合わせをしながら案を進めているところでございます。

地域の貴重な資産ということにつきましては、地元町会長さん達の要望も踏まえて、経費はあまりかけられませんが、うまく活用するために事前の協議を進めているところでございます。

説明員

補足させていただきます。一点目の環境という項目につきましては、法の規定に基づき、関係する法令の中で、ダイオキシンの検査等行っております。今現在、環境部といたしましては、ダイオキシンについては大丈夫だと判断しております。

二つ目の、一時保管庫につきましては、福増クリーンセンターとの連携をとりながら使用するようになっていきたいと思えます。

委員

環境問題は、過去に大きな問題となりまして、20年前後に一般紙にも大きく取り上げられた記憶があります。今日まで、環境部、市をあげて対応されてこられたことを評価したいと思います。

一時保管庫については、時代対応型で、以前から議会でも大変話題になりました。今後経過を見守ってまいりたいと思えます。

市民開放の問題ですが、町会はもとより、地域の皆さんから陳情、要望等が寄せられた経緯もあります。

まず、町会対象での開放も必要でありましょう。あわせて、市原市の全体像を見ると、

(各種施設は)土曜、日曜日は特に混みます。申し込んでも利用できない。

生涯学習の観点もあろうかと思えます。他の部との兼ね合いもあると思えますが、この時ですから、町会以外でも市民開放を、ぜひ検討をされるようお願いをいたします。

議長 ただいまの御発言について、いかがでしょうか。

説明員 施設の利用につきましては、これまでの経過とか地域との関係もございます。

もう一つ、現状の形態につきましても、すべてがフラットではないこともあり、整備経費等を考えると、最低限の整備を行いながら、第一義的には、地元これまで御協力いただいておりますので、施設にあまり経費をかけない中での利用を考えてまいりたいと思えます。

委員 今の話は、十分理解できます。

フラットな部分だけではないことを踏まえますと、この場所については、この種の施設をとということ。

とかくだまっているとほったらかしになる。市が年中草刈りをしていなければならない状況になることが考えられる。こういう時こそボランティアで。私も、地元でボランティア活動を一生懸命させていただいています。

ボランティアをやる団体も、市原で多く出てきている。それをマッチングしながら市民開放を。

先般、養老川臨海公園では、丸善さんとの(土地の)交換をやりました。あれは、最初はソフトボール、草野球をやりたいということで、整備された場所なのです。その団体が整備をしますからということで、利用させていただきという状況。

それが今、大変整備された本格的な野球場になっている。ぜひ、この種の奉仕活動、ボランティアとマッチングを含めた市民開放を検討していただき、積極的に働きかけていただきますと、先ほど申し上げたとおり、市が草刈りをやっているという状況になりかねません。

お答えは、結構です。

議長 他にご意見等がありませんか。無いようですので、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

「第1号議案 市原都市計画ごみ焼却場の変更について」、承認する委員の挙手を願います。

(挙手全員)

全員賛成と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり承認することと決しました。

第2号議案 市原都市計画用途地域の変更について

第3号議案 市原都市計画高度地区の変更について

第4号議案 市原都市計画郡本・藤井・門前・市原地区地区計画の決定について

第5号議案 市原都市計画道路の変更について

議長 次に、「第2号議案 市原都市計画用途地域の変更について」から「第5号議案 市原都市計画道路の変更について」までの4議案につきましては、相互に関連する議案ですので、一括して議題といたします。

説明員より、議案の説明をお願いします。

説明員 都市計画部長の安藤でございます。

第2号から第5号議案までにつきましては、郡本・藤井・門前・市原地区の都市計画変更等に関することとなります。

私の方から最初に当該地区に関する総括的なご説明をいたします。

はじめに、今回の都市計画変更等を含む、当該地区のまちづくりの経緯について、簡単にご説明いたします。

前面のスクリーンをご覧ください。

画面「赤枠」でお示ししております当該地区はJR内房線の五井駅から東に約3キロ、八幡宿駅から南に約2キロに位置しており、市役所のある国分寺台地区に隣接しております。

区内を、本市と勝浦市とを結ぶ国道297号が縦断しており、また本納方面とを結ぶ主要地方道五井本納線も地区を横断しております。

当該地区は、昭和45年の当初線引きの際、市街化が進行している区域であったことから、市街化区域に編入をされました。

以降、市といたしましては、都市基盤の整備に向けた規制や誘導等を行ってきたところではありますが、高低差のある地形や、画面の赤線でお示ししている幅員4メートル未満の道路、いわゆる狭あい道路を接道として住宅が建築されているところが多いことなどから、今までまちづくりに関する施策の展開がなかなか難しい状況であり、生活利便性や防災性の観点から課題がある地区でございました。

そこで、当該地区における整備手法を検討した結果、地区計画を活用した修復型のまちづくりについて、当該地区内の町会の代表者から構成されるまちづくり協議会と協働で検討を進めてきたところでございます。

まちづくり協議会は、良好な住環境の形成をめざし、平成16年に設立され、市も参加した上で、以降、さまざまな活動に取り組んできております。

また、組織的には地区ごとの課題等についての詳細な検討を行うため、下部組織として地区を3ブロックに分け、部会を設置し、検討を行ってきております。

次に、今ご説明いたしましたまちづくり協議会の具体的な活動状況についてご説明いたします。

1年目には24回にわたって協議会や検討部会を開催し、区内のまち歩きやアンケートを実施することにより、現状把握や住民の意識調査を行うとともに、その結果を「まちづくり協議会だより」として発行しております。アンケートの結果としては、住民の8割の方が、道路が狭いことや下水道が整備されていないことなどについて、不満をお持ちであることがわかりました。

2年目には協議会の委員によりワークショップを行い、課題の整理等を行いました。また、狭あい道路解消のまちづくりにおいて先進的な取り組みを続けている東京都世田谷区の視察も行いました。

3年目となる平成18年度には、これまでの検討結果に基づき、まちづくり基本計画のたたき台を作成し、それについてのご意見を伺うために、協議会主催で住民説明会を行うとともに、2回目のアンケートにより重点的に取り組むべき事業の把握等を行っております。

平成19年度は、これらの意見を踏まえ、まちづくり基本計画の案を作成し、第2回の住民説明会を行い、最終的にまちづくり基本計画として決定し、市に提出されました。

次に策定されたまちづくり基本計画の概要について、ご説明します。

まちづくり基本計画では、「みんなで作る安心と緑ゆたかな住みよいまち」を目標とし、この実現を図るために「安心安全なまち」「緑ゆたかなまち」「住みよいまち」「みんなでつくるまち」という4つの基本的方向を定めております。さらに、まちづくりの方策を定め、住民と行政がそれぞれの役割分担の下、取り組むこととしております。

そのうちの都市基盤に係る具体的な方策についてまとめたものが、スクリーンの基本計画図でございます。

地元の主な役割といたしましては、地区内に多数見受けられる幅員4メートル未満の生活道路について、建て替え等の際、道路中心から2mの部分について市に寄付することにより、長期的にすべてを4メートルとする計画としております。

一方、市側の役割といたしましては、道路、公園、下水道などのインフラの整備について、取り組むこととしております。

今回の都市計画変更等につきましては、このまちづくり基本計画を踏まえ、県や公安委員会等と協議・検討を進めてきた結果として、ご審議をお願いしているもので、具体的には、都市計画決定権者が千葉県となる用途地域の変更、及び都市計画決定権者が市原市となります高度地区、道路の変更及び地区計画の決定でございます。

最後となりますが現在までの都市計画手続きの状況につきましてご説明いたします。

当該内容につきましては、本年3月に住民の方々を対象とした地元説明会の開催をスタートに順次手続きを進めてきております。説明会は地区ごとに6回開催し、350名ほどの方の参加をいただきました。その後、概要案等の縦覧、国県との事前協議等の法定手続きを経て、9月25日から10月9日まで都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧を行っております。

その際、第4号議案となります地区計画につきまして4通、第5号議案となります都市計画道路につきまして1通の意見書をいただいております。

その要旨は議案書に添付してございますので、その際に、あらためてご説明させていただきます。

このような手続きを経て、今回、本審議会にご審議をお願いしているところであります。

議案の詳細につきましては、議案ごとに説明させますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

説明員

都市計画部次長の小出でございます。

第2号から第5号議案まで、お手元の資料と前面のスクリーンで一括してご説明しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に「第2号議案 市原都市計画用途地域の変更について」をご説明いたします。

第2号議案の4ページ、又はスクリーンをご覧ください。

表示しておりますのは、現在の用途地域であり、今回、変更を予定している区域を「赤枠」でお示ししております。

当該地区の大部分につきましては、用途地域としては、都市基盤が未整備の状況から、第一種低層住居専用地域で建ぺい率30パーセント、容積率50パーセントに、また国道297号沿道については第二種住居地域で建ぺい率60パーセント、容積率200パーセントに指定しております。これを今回、まちづくり基本計画を踏まえ策定した計画に沿っ

て、用途地域を変更するものであります。

続きまして、今回の変更内容についてご説明いたします。

議案書の5ページ、又はスクリーンをご覧ください。

変更を予定している区域を「赤枠」でお示ししておりますが、当該地区内で大きく3区域ございます。

最初に、地区の大部分である「第一種低層住居専用地域」で建ぺい率30パーセント、容積率50パーセントの区域について、この後の第4号議案で詳細についてはご説明いたしますが、地区施設道路や公園、狭あい道路の解消を地区計画で定め、一定水準の都市基盤を位置付けたことから、建ぺい率、容積率を50パーセント、100パーセントに変更する予定であります。面積としては100.2ヘクタールでございます。

次に、主要地方道五井本納線沿道でございますが、道路端から25メートルまでの区域については、幹線道路の沿道として、沿道サービス施設や3千平方メートルまでの商業施設などの立地が可能な「第一種住居地域」で建ぺい率60パーセント、容積率200パーセントに変更したいと考えております。面積は、4.5ヘクタールでございます。

議案書の6ページ、又はスクリーンをご覧ください。

さらに、国道297号の沿道は道路端から25メートルまでの区域を「第二種住居地域」で建ぺい率60パーセント、容積率200パーセントに指定しておりますが、永年の課題であった国道297号と主要地方道五井本納線が交差する郡本交差点について、千葉県のご努力により、改良をしていただき、一部区間が拡幅されたことから、拡幅後の道路端から25メートルの区域を「第二種住居地域」に変更するものであります。なお、拡幅後の道路線形につきましては、図面上は少し濃い黒の実線で表示してあり、赤線から外側の区域が今回、第二種住居地域に変更する区域でございます。

面積は0.2ヘクタールとなります。

以上、今回の変更内容につきましてご説明いたしました。議案書1ページの「計画書」及び3ページの「新旧対照表」につきましては、今、ご説明いたしました内容の変更に伴い、市の各用途地域面積の数値を変更するというものでございます。

なお、本議案につきましては2週間、都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

以上で第2号議案についての説明を終わります。

説明員

引き続き、「第3号議案 市原都市計画高度地区の変更について」をご説明いたします。議案書の6ページ、又はスクリーンをご覧ください。

第2号議案で用途地域の変更につきましてご説明したところでございますが、当該議案につきましては、それにあわせて高度地区の変更を行うものでございます。

高度地区とは、市街地の居住環境等を保全するため、建築物の高さなどを定めるもので、都市計画における地域地区の一つであります。

用途地域を変更することに伴いまして、高い建築物を建築することが可能となります。高い建築物を、敷地の北側いっぱい建てることになれば、その土地の北側にお住まいの方などに日影等の影響が生じる可能性があります。

そのため、今回、用途地域を変更する区域のうち、画面「赤枠」となる「第一種及び第二種住居地域」に変更しようとする区域、4.7ヘクタールについて「第一種高度地区」を指定するものであります。

なお、議案書7ページにつきましては、用途地域と同様に、郡本交差点部分を拡大した図面となっております。

スクリーンをご覧ください。今回、指定を予定しております「第一種高度地区」を図示しております。画面の「茶色」の下側の実線の部分が高さの上限となります。画面の右側に北側隣地境界線とありますが、北隣りの敷地に近づくほど高さの制限が厳しくなり、南側に離れていくほど緩やかになるということを示しております。

以上、変更内容につきましてご説明いたしました。

議案書の1ページの「計画書」及び4ページの「新旧対照表」につきましては、今、ご説明いたしました内容の変更に伴い、市全体の「第一種高度地区」の面積の数値を変更するという内容のものであります。

また、2ページの「規定書」につきましては、先ほどスクリーンでお示した図を文言化したものであります。

なお、本議案につきましても2週間、都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上で第3号議案についての説明を終わります。

説明員

続きまして、「第4号議案 市原都市計画 郡本・藤井・門前・市原地区 地区計画の決定について」をご説明いたします。

冒頭に、部長より当該地区のまちづくりの経緯についてご説明いたしましたが、当該議案については、まちづくり基本計画の目標である良好な居住環境の創出を図る上で必要な道路等の地区施設や狭あい道路の拡幅の促進など、地区全体のまちづくりのルールについて、新たに地区計画として定めるものでございます。

議案書の5ページ、又はスクリーンをご覧ください。

当該地区計画を定める区域を赤枠でお示ししております。

地区計画を定める区域は国道297号沿道の区域も含めた117.8ヘクタールとなります。

議案書の1ページをお願いします。

最初に地区計画の名称でございますが、当該地区の大字名であります「郡本・藤井・門前・市原地区 地区計画」としております。

次に地区計画の目標でございますが、「地区施設の整備及び狭あい道路の拡幅を計画的に進めることにより、防災性の向上を図るとともに、良好な居住環境の創出を図る」としてしております。

「区域の整備、開発及び保全の方針」といたしましては、当該地区を土地利用によって「一般住宅地区」と「沿道住宅地区」に区分し、それぞれ方針を定めております。

また、「地区整備計画」として、道路、公園を地区施設として位置づけるとともに、「建築物等に関する事項」を定めております。

スクリーンをご覧ください。

最初に地区施設道路についてご説明いたします。

当該地区には幹線道路として、国道297号と主要地方道五井本納線がございますので、今回、地区内外との道路ネットワーク及びそれぞれの道路の持つ機能を踏まえ、これらの幹線道路を補完し、区域内で発生する交通等を効率的に集散させるための道路として、補助幹線道路を2路線、日常生活に密着した道路として、区画道路を3路線、定めて

おります。

具体的にご説明いたします。

最初に画面「水色」の補助幹線道路1号でございますが、この道路は両側歩道付きの幅員14メートルの道路として、臨海部の白金方面につながる区域外の市道104号線や館山自動車道の側道となります都市計画道路古市場町田線と地区内の国道297号を結ぶ計画としております。

次に画面「茶色」でお示しした補助幹線道路2号は、同じく幅員14メートルの両側歩道付きの道路として、国分寺台地区の市道25号線と国道297号を結ぶ計画としております。

次に区画道路でございますが、画面「黄緑色」の区画道路1号につきましては、当該地区の西側の区域をネットワークする道路として、国道297号を起点とし、すでに整備済の門前公園、五井本納線、今回地区施設として位置付け、整備を図っていく予定の「公園」をつなぎ、補助幹線道路2号を結ぶ路線として計画しております。

また、「黒」の区画道路2号は、当該地区の東側の区域をネットワークする道路として、国道297号を起点とし、五井本納線を経由して、市原小学校へつながる市道3258号線を結ぶ計画としております。

さらに、「ピンク色」の区画道路3号は補助幹線道路1号の延長として、能満方面への既存市道へつながる路線として計画しております。

なお、これらについては、実効性の観点から、極力現道を活用しながら、道路構造令等に沿った内容として計画したところであります。

次に地区施設として定める公園についてご説明します。

公園については、地区の北側に既に門前公園を整備済であることから、街区公園の整備水準を踏まえ地区南側に1箇所、計画しております。

続きまして「建築物に関する事項」につきましてご説明いたします。

画面、「水色」でお示ししてある「第一種低層住居専用地域」に変更する区域について、「一般住宅地区」として区分しております。

「一般住宅地区」につきましては、当該地区計画の特徴的な部分となりますが、用途地域で定めた容積率100パーセント、建ぺい率50パーセントを地区計画でそれぞれ50パーセント、30パーセントに一度ダウンし、当該建築物の敷地に接する道路について、中心から2メートル確保された場合については、用途地域の内容どおり、100パーセント、50パーセントを許容するという内容としております。

これにつきましては、当該地区内は幅員4メートル未満の狭あい道路が多いことから、建替等に際し、前面道路を4メートルにしていくための方策として、このような内容としたものであります。

さらに、この規定に「工作物の設置制限」を加え、花壇や植栽、自動販売機などの工作物の設置を制限することにより、セットバック用地を道路用地として確保していきたいと考えております。

なお、これらに合わせて、市におきましては狭あい道路の解消を目的とした「狭あい道路に係る整備要綱」を別途定めており、そこでセットバック用地につきましては市に寄付をしていただき、道路用地としていくことを考えております。

したがって、当該地区計画と当該要綱を組み合わせることで、長期的とは

なりますが、住民の皆さんに一番密着した生活道路を4メートルとなるようにしていきたいと考えております。

なお、地区計画においては、このほか、建築物の用途や敷地面積の最低限度、壁面位置の制限等を設けております。

次に、「黄色」でお示ししております用途地域が「第一種及び第二種住居地域」の区域については、「沿道住宅地区」として区分いたします。

「沿道住宅地区」につきましては、「一般住宅地区」と同様、建築物の用途や敷地面積の最低限度、壁面位置の制限等を設けております。

以上、今回決定する内容につきましてご説明いたしました。

本議案につきましても2週間、都市計画案の縦覧を行いましたところ、4名の方から意見書の提出をいただいております。

議案書の7ページをご覧ください。

いただいた意見の要旨を添付してございます。内容をご確認いただきたいと思います。

いただいたご意見については、1点目としては、「補助幹線道路、区画道路ができることにより、生活環境が悪化するのでは、必要性が認められない」という道路関係に関するもの、2点目は、「地権者等の意見や要望を聞いていない」というもの、に大別されると考えております。

最初に道路関係のご意見についての市の考え方でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、当該地区は、狭い道路が多く、そこに住宅等が張り付いており、そのような状況から、防災面や生活利便性などで課題が多い地区でありました。そこで、地元住民の皆様により組織されたまちづくり協議会と市では、これらを解消し、住環境の向上を図るために取り組みを進めてきたところでございます。

今回、地区施設道路として位置付けた補助幹線道路と区画道路につきましては、それぞれの道路が持つ機能とネットワークを踏まえるとともに、交通量を推計し、道路規格等について計画したものであり、住民の皆様の防災性の向上や良好な居住環境の創出を図ることを目的としております。

また、実効性の観点から、極力、現道を活用しつつ、道路構造令に沿った内容としたものであります。

以上の理由により、今回、この意見書により地区計画の案を変更する必要はないものと考えております。

続きまして2点目の「地権者等の意見や要望を聞いていない」というご意見についてでございますが、これにつきましても先ほどご説明いたしましたとおり、今回の都市計画変更等については、地元住民の皆様の代表で組織されるまちづくり協議会において策定された「まちづくり基本計画」を踏まえ、作成したものであること。

また、その「まちづくり基本計画」の策定にあたっては、まちづくり協議会においては、住民アンケートの実施や、まちづくり協議会だよりの発行、2度にわたる住民説明会を行うなど、地元住民の意見集約や合意形成を図ってきていること。

以上の理由により、今回、この意見により地区計画の案を変更する必要はないものと考えております。

以上で第4号議案についての説明を終わります。

説明員

続きまして、「第5号議案 市原都市計画道路の変更について」をご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

今回、変更を予定いたしておりますのは、画面「赤線」でお示ししている3・4・20号古市場村上線でございます。

当該道路は、千葉市との境の古市場地内から、当該地区を通り、村上地内の国道297号バイパスまでを結ぶ全長7,330メートルの路線でございます。

最初に当該路線を変更するに至った経緯につきましてご説明します。

「赤枠」でお示ししております当該地区においては、第4号議案でご説明いたしましたとおり、地区計画を活用したまちづくりを進めることとしたところであり、地区施設道路を位置付けております。

この計画に当たっては、本来、画面「黄色」でお示ししている当該路線を既計画路線として検討すべきところではありますが、既決定のルートの場合、地区内で交差する国道297号及び五井本納線との交差角が現行の道路構造令に合致しないことから、既決定どおりには整備できない状況にありました。このことから、当該路線のルート変更も検討したところではございますが、対応が難しい状況であったことから、当該路線のうち、画面「黄緑色」でお示ししている都市計画道路市原辰巳台線から画面「紫色」でお示ししている都市計画道路君塚小田部線までの間、1,990メートルを廃止することとしたものであります。

なお、廃止の検討にあたりましては、交通量の推計も行い、当該区間を廃止した場合においても地区施設道路や既存の道路等で適正な交通ネットワークが構築でき、また周辺市街地環境にも影響がないことから、当該区間の廃止を行うこととしたものであります。

次に都市計画法上の取扱いについてご説明いたします。

スクリーンのイメージ図をご覧ください。

当該路線につきましては、起点を古市場、終点を村上としておりましたが、今回、画面「黄色」でお示ししている区間を廃止することにより2路線に分割されます。

1路線目としましては、赤い部分となり、現古市場村上線の終点を山木地内とし、古市場山木線と名称を改め、変更します。

そのような状況から、残る青い部分の北国分寺台地内から村上地内までの区間は、「北国分寺台村上線として追加する」という取り扱いとなります。

なお、今回の変更等は、今ご説明いたしましたとおり、路線の途中の区間を廃止することによるものであるため、道路幅員や形状等につきましては、既決定のとおりとしております。

また、平成10年の都市計画法施行令の改正により、車線の数について、都市計画に定めることとなったことから、今回の変更等に併せ、それぞれの路線の車線の数を2車線として定めております。

以上、今回の変更等の内容につきましてご説明いたしました。

議案書1ページの「計画書」につきましては、今ご説明いたしましたように古市場村上線を古市場山木線に変更するとともに、北国分寺台村上線を追加するという内容のものであります。

なお、本議案につきましても2週間、都市計画案の縦覧を行ったところ、1名の方から意見書の提出をいただいております。

議案書の5ページをご覧ください。

意見の要旨につきましては、

1点目は「市全体の道路計画を考慮したものとは思えない。都市計画道路の一部廃止をし、地区施設道路を配置することによって通過交通の増大が予想され、生活環境が悪化することを危惧するもの」というもの、

2点目は、「国道297号を都市計画道路として整備すべき」というものです。これについての市の考え方でございますが、1点目につきましては、今までご説明いたしましたとおり、当該地区は住民と行政による地区計画を活用した修復型のまちづくりを目指すこととしたところであり、このようなまちづくりを進めていくにあたって、古市場村上線は既決定どおりでは整備できない状況にあることから、先ほどご説明いたしました理由から当該区間を廃止することとしたものであります。

また、補助幹線道路につきましては、道路ネットワークや交通量等を踏まえ計画しており、また、交通安全性の観点から両側歩道を設置することとしており、生活環境を悪化するものとは考えておりません。

続きまして2点目でございますが、道路を都市計画決定する主な意義は、当該区間に対して一定の私権の制限を加えるとともに、事業化の段階で国庫補助が受けることができ、また、用地買収に際しては、土地収用法の適用を受けることができることなどが挙げられます。

ご意見の国道297号につきましては、すでに一定の整備が完了しており、また、郡本交差点についても千葉県のご努力により、道路改良を実施していただいておりますので、改めて都市計画決定を行う必要はないものと考えております。

以上の理由により、今回、この意見書により都市計画道路の案を変更する必要はないものと考えます。

以上で第2号から第5号議案までについての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいまの説明に対し、各委員の質疑をお願いします。

委員 道路についてももう少しお聞きしたい。(第4号議案の)6ページに道路の計画が示されていますが、区画道路を新設するのは大変だと思います。区画道路をつくるにあたっての考え方をお伺いしたい。どういう考え方でこのような計画にしたのかが一点。

狭あい道路がたくさんあるが、区画道路等との関連性。現場を少し歩いてみましたが、行き止まりの道路もあるし、突き抜ける道路もありました。実際に幅が広い道路も何本か通っています。

道路をつくるにあたっては賠償をしながらだと思いますが、道路計画上に家などがどのくらいあり、その辺をどのように考えて計画をつくられたのでしょうか。

議長 関連して、区画道路の幅員はどのくらいを考えているのでしょうか。ただ今の質問とあわせてお答えいただきたい。

説明員 三点質問があったかと思いますが、最初に、どうしてそういう配置にしたかということですが、配置については様々な考え方があると思います。

ここのまちづくりについては、地区外と地区内の道路をネットワークすること、そのネットワークに地区内の道路をどうつなげるかという考え方で整理しております。既存の道路として国道297号と五井本納線があるので、それにつなげるにはどうすれば効率的な方法であるのかという観点から、補助幹線道路と区画道路を設定しています。

さらに、狭あい道路との関係ですが、原則として、市ではそれを接道と認めたくないということがあります。

道路は災害時の避難路としての役割もあり、基本的に4 m以上あることが必要とされます。これを確保する手法として、セットバックして道路として制限することが地区計画の内容となっています。

そこで定められた狭あい道路が、うまく区画道路、補助幹線道路につながり、ネットワークされることが期待されます。

また、その地域が将来的に開発を行うためには、原則として道路が4 mないしは6 m以上なければ、開発の広がり担保されないということがあります。ただ道路を広くするだけではなく、ここにネットワークをつくることによって、その道路に接しながら良好な開発が期待される。それにより、この地域の更なる発展が期待されるという意味も持っています。

道路位置については、いろいろな意見があると思いますが、とりあえずの案として、こういう接続の仕方が合理的であったということでもあります。

道路の幅員については、補助幹線道路が14 m、区画道路が6 mです。

説明員 区画道路については、一部7 mの箇所もあるので訂正します。

議長 道路計画線にかかる住宅の数についてはどうですか。

説明員 現時点ではまだ、2500分の1というレベルでの計画です。今後、具体的に都市計画決定がされて、道路が整備される前段で詳細設計等をしていき、掛かるか掛からないかが明らかになっていきます。

現状の2500分の1のレベルでは、住宅と外構（塀等）など微妙な部分を含めて、概算では、100くらいであるとみています。

委員 今の話についてですが、通常の都市計画上の区画整理などでは、換地しながら（建物等を）動かしていくと思いますが、それと比べてどのような動かし方をするのでしょうか。

議長 先ほどのご説明では、かなり現道を活用していくということですので、建物にかかる部分は全体的に少ないように受け取りましたけれど。

説明員 100というのは、外構を含めた数になります。

議長 よろしいでしょうか。他にありますか。

委員 どこからどこまでが、都市計画図に反映されるかということがよくわからない。用途地域等は、当然都市計画図に反映されてくると思いますが。

説明員 都市計画図には、既に地区計画が定められた地区について、用途地域とは別に、点々の模様で表わされています。

委員 用途地域、高度地区は（都市計画図に）載ってくると思いますが、補助幹線道路等が載ってくるのかどうか等が、よくわからなくなってしまっている。

説明員 整理して申し上げますと、第2号議案の用途地域の変更については、色塗りという形で都市計画図に反映されてきます。第3号議案の高度地区も都市計画図に示されます。

それから、（第4号議案の）地区計画については、地区計画の区域を都市計画図上お示しするようになる。補助幹線とか区画道路については、地区計画の中で定めた地区整備計画になりますので、都市計画道路と異なり、都市計画図には反映されません。

第5号議案の都市計画道路につきましては、都市計画決定されますので、区域内については、都市計画図から消されてしまうこととなります。

委員 もう一点ですが、地区計画の中で、住環境の向上と防災性を二つの大きな柱にしているが、住環境の向上については我々も以前からお願いしていたこともあり、わかるのですが、防災性の向上はどういう意味合いなのか。

また、準防火地域や防火地域の指定はどうなるのでしょうか。

説明員 防災性の観点から言えば、道路が拡幅されれば、今住宅が密集している状況ですが、延焼を防ぐことができます。

もう一点は、緊急車両、消防車両が、容易に入れるようになることによって、防災性の向上につながります。

準防火、防火という地域指定を行うと、建築基準法上、防火扉の設置等が義務づけられます。

ただ、現状でも建築基準法第22条の防火指定が入っているので、屋根を不燃材料にしなければならないといった規定は入っており大丈夫かと思えます。あえて、準防火、防火といった指定はしていません。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 私は当該地に居住しています。まちづくりにあたって、まちづくり協議会と市が6か年という長期に渡って努力してきたことについては敬意を表したいと思えます。

そのような中で、二点の要望をいたしたい。一点は、今回の地区計画を決定するにあたって、条例化をしていないという問題があります。条例化するのであれば、他の地域と併せて条例化をするということですが、新たに条例化するということは、相当エネルギーのいることです。今回の計画決定に6年かかっています。

条例化する場合は規制が伴いますので、より厳しい作業になってきます。ですので、今地域が盛り上がっている段階で話を進めれば、スムーズに行くのではないかと思うことから条例化を進めていただきたい。

先ほどの説明では、建て替えの際、セットバックをして道路を拡幅していくということですが、この事業は長期にわたります。条例化されていないと道路の管理上、必ずトラブルが起きます。ですから、きちんと条例化しておくべきです。条例化をなるべく早急にやっていただきたい。

もう一つは、地域住民に対するまちづくりの啓発活動を引き続き活発にやっていただきたい。私も何回か会合に出たりしていますが、大部分が行政に対する要望のレベルに留まっています。それもまちづくり活動の第一歩で大事なことでありますが、自分達の住む地域を自分達でつくって、守っていくんだという気持ちを強く持っていただくためには、この地域に限らず市原市全体において、まちづくりに対する啓発を引き続き積極的に進めていただきたい。

この二点は要望ですので、特に回答がなくても結構です。

議長 二点おっしゃられた中で、道路の管理上の問題が生じるというお話があったが、これはどういうことか、もう少し詳しく説明をお願いします。

委員 セットバックした部分の土地は、現状のままでは所有者の土地です。市に全部寄付していただければ問題はないのですが、寄付をしない人も当然出てきます。セットバックしたところと既存の道路の間に植栽をしたり、花壇にしたりする例が多いのです。

そうすると、なんのために2mセットバックをしたのかということで、セットバックした意義が薄れてしまいます。

道路というのは、虫食いでもいいから少しずつ確保していき、最終的には長い時間をかけて一本の道路にしていく必要があります。

セットバックした後の道路の維持管理の問題でトラブルが生じるので、それを解消する必要があります。

議長

わかりました。事務局からは、いかがでしょうか。

説明員

貴重なご意見をありがとうございました。

条例化の問題においても、事務局の中ではいろいろと検討してまいりました。

セットバックをして（建ぺい率）50%、（容積率）100%にするという問題は、条例の前に建築基準法がありまして、建築基準法上で、セットバックしなければ建築確認が出せないことになっていますので、これについては法令上の制約があると言えます。

今ご指摘のありました花壇など工作物の問題については、建築基準法で（制限が）できるのかと言われると、確かに無理です。

今回、地区計画の中に、（セットバック部分に）花壇等の工作物を設置してはいけないと規定しています。

しかしながら、強制力がないから条例でと言われると、建築基準法上の条例では、それを規制する項目がないので、オリジナルの何らかの条例をつくる必要がある。

そうすると、セットバックした部分を市に寄付しなさい。そういう条例が、法令上の問題として可能かどうかというのは、なかなか結論を出しにくい状況であります。今後も引き続き、研究しなければならないと考えています。ご指摘の課題については、引き続き検討してまいります。

地域のまちづくりについては、まったくその通りでございます。まちづくりにおいては、意見にもございましたように、個人の問題と、まち全体の問題は、どうしてもぶつかってしまう。まちづくり全体の考え方は、われわれだけでなく、それがまさに協働のまちづくりの理念であると思いますので、ご意見のある方も含めて、そういった活動を努力していきたいと思っております。

議長

他にいかがでしょうか。

委員

大変長い時間を費やしてこられました。議会においても、以前から話題になっていました。都市計画決定がされて約40年経ったのちに、着実に進んでいます。

または、その都市計画決定が、地域によりまして無理だということで逆線引きした経過のある地域もあります。さきほど、市長が（挨拶の中で）言われたように、市原市のモデルケース、モデル地区になるということですので、地域の皆さんに委ねるところが大ですが、ぜひ進めていかれるようお願いいたします。

その大きな要因としましては、これまで、数々の諸先輩方のご苦勞があつて本日の4議案を提示されたことに、この席をお借りして敬意を表したい。

また、意見書が提出されたとのことですが、これらは少数意見ですが、今後配慮していただきたいと思っております。

あわせて、まちづくりにつきましては、我々の時代はもとより、子や孫、今後の50年、100年先のまちづくりという考え方が非常に大事であります。

そういう観点からも、この地域をモデルケースとして、ほかの地域、具体的に申し上げますと、白塚、山新、柏原、姉崎地域も同じような状況があります。これも良い例であります。他にいくつも同じような状況がある現状を踏まえ、地域の皆さんと進めてい

くべきであるし、進めていただきたいと思います。

まちづくりにつきましては、本日市原警察署長さんも御出席されていることをも含めまして、市原市の大きな柱である安全、安心のまちづくりを進めていくということになりますと、本日提案された議案につきまして、尚いっそう進めていただきたいと思います。

それと、もう一点申しますと、道路の話がありますが、これは法律規制等がある中で、事務局から条例化を検討するという話がありました。

ただし、市原市の都市計画道路、市道、もう数十m、百m単位で完成をする中で、数名の方に協力をいただけない。その前後については、道路も歩道も舗装され整備をされているが、手前何百mかでガードレールが設置され、舗装されているにも関わらず供用できない道路が何か所もあります。それを踏まえますと、セットバック、計画決定をした道路、観点は違うかと思いますが、この都市計画道路と現状の市道の整備の中で、道路行政に市民から多くの意見が寄せられている中で、道路も地域のみなさんのご理解を賜りながら積極的に進めていただきたいと思います。

これから、会長から賛否が問われますが、以上申し上げたことも含め、モデルケースの推進ということもあり、賛成いたしたいと思います。

議長 事務局から何かありますか。

委員 ありがとうございます。都市計画を実現するのは、非常に長い時間がかかる。私どもの諸先輩方の努力があり、その途中経過にいるという意識を持たせていただき、歴史の流れの中で都市計画を考えなければいけない、これをまたどうつなげていくのか、と強く認識しました。

議長 他にいかがでしょうか。

それでは、他にご意見がないようですので、質疑を終了いたします。

これから採決を行います。第2号議案から第5号議案までは、相互に関連がありますので、よろしければ一括して採決をさせていただきたいと思っております。議案によって賛否が違ふという方がいらっしゃれば一括の採決ができないこととなりますが、皆さんが第2号議案から第5号議案までの賛否が同一であれば、一括審議ができることとなります。

いかがでしょうか。一括の採決でよろしいでしょうか。

では、第2号議案から第5号議案まで、一括して賛否を聞きたいと思っております。

全てに賛成される方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

全員賛成と認めます。

よって、第2号議案から第5号議案までは、原案のとおり承認することと決しました。

第6号議案 市原都市計画生産緑地地区の変更について

議長 次に、「第6号議案 市原都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。説明員より議案の説明をお願いします。

説明員 「第6号議案 市原都市計画生産緑地地区の変更について」を、ご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

生産緑地地区とは、市街化区域内において、緑地機能及び多目的機能等を有する優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とした都市計画上の地域地区の一つでございます。

生産緑地に指定された農地は、原則30年間農地以外の利用が制限される一方で、税制

面で優遇を受けられることとなります。

現在、本市で指定している生産緑地地区は、平成3年に改正された生産緑地法に基づき、平成4年11月に都市計画決定しております。

議案書の5ページから8ページまでをご覧ください。

本市で指定しております生産緑地地区の一覧でございます。

現在は、地区数で152地区、面積にして23.67ヘクタールを指定しております。続きまして、今回、廃止を予定しております生産緑地地区につきましてご説明いたします。

議案書の3ページ、又はスクリーンをご覧ください。

今回廃止を予定している生産緑地地区はJR内房線八幡宿駅の南東約2キロのところ
に位置しており、「35番 山木第4生産緑地地区」及び「36番 山木第5生産緑地地区」、合計で約0.19ヘクタールでございます。

議案書の4ページ、又はスクリーンをご覧ください。

辰巳通りから北側方面に少し入った黄色で塗りつぶしたところが、今回廃止いたします生産緑地地区でございます。

都市計画を廃止する理由でございますが、生産緑地法では、生産緑地地区に指定されま
すと、「30年間を経過したとき」又は「耕作されている方が死亡、若しくは従事すること
ができない故障を有した時」には、買い取りの申し出ができることとなっており、所定
の手続きを経て、生産緑地地区が廃止されます。

当該地につきましては、耕作されていた方が死亡したことにより、生産緑地法第10条
に基づき、買い取ってほしい旨の申し出が本市にございました。本市といたしましては、
関係機関への買い取り希望の照会や、農業委員会等により他の農業従事者への斡旋等、所
定の手続きを行いました。買い取り等を希望する者がおりませんでした。

なお、廃止する生産緑地地区のうち、山木第4生産緑地につきましては、都市計画道
路上に位置しております。

しかしながら、現在、本市においては主要な都市計画道路となる八幡椎津線や八幡草
刈線等の6路線について、重点路線として位置付け、整備に傾注しているところでござ
います。

現在の厳しい財政状況を考えると、山木第4生産緑地の位置する当該路線の整備は当
面、困難な状況にあり、市総合計画にも位置づけがないことから、事業担当部局となりま
す土木部といたしましては、今回、買い取りを見送ったところでございます。

この結果、同法第7条で規定している「建築物その他工作物の新築等や宅地造成など」
の行為の制限が解除され、一例を申し上げますと、当該地への建築物の建築等が可能とな
ったことから、都市計画を定めている目的である「緑地機能等を有する優れた農地として
の計画的な保全」が図れなくなったため、今回、都市計画を廃止するものでございます。

なお、本議案につきましても2週間、都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出
はございませんでした。

以上で第6号議案についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの説明に対し、各委員の質疑をお願いします。

ただいまの説明で、市は法律に沿った対応をしてきたということと、市の財政上（買い

議長
委員

取りが) 困難であるから廃止を行うということについては、十分理解できるのですが、第5号議案の3. 4. 20号線の都市計画決定を一部変更してまでやるということを表明しています。

片方では、都市計画決定で道路をつくりますと表明していながら、諸々の事情で、今回市が用地を取得するのを断念するというような、ちょっと矛盾した対応になっているのではないかと思います。

道路は、一気に買収することは不可能でありますし、長い年月をかけて、虫食い状態にして購入していかなければ、一本の道路は開通できません。

普通ですと、30年、50年単位で整備を考えていかないと、道路というものは開通しないような状況になっておりますので、今回、反対意見ではなく、要望しておきますので、厳しい財政事情であるとか、計画に位置付けられていない等あると思いますが、せっかく用地を取得できる状況にあるわけですので、なるべく購入するようにしていただきたい。まして、ここに家が建ってしまうと買収は不可能になってしまう。農地の段階であれば、対応も簡単であると思うので要望としてお願いしたい。

議長

発言頂いた委員は、以前、生産緑地が廃止される際に、ただ解除するのではなく、前もって市全体における緑地の配置計画を作っておいて、特に重要なものを類別し順位をつけて買い取りしていくことが望ましいと発言されています。

それが、基本的には望ましい方向だと思いますので、今後、長期的に市のご努力をお願いしたい。

また、買い取りをしておいて、公共事業の代替地としても活用できるのではないか。そのあたりも含めて回答をお願いしたいと思います。

説明員

ありがとうございます。古市場村上線につきましては、現在、菊間県営住宅の区間が一部出来ておりまして、今貴重なご意見を頂き、検討していかなくてはならないと感じております。

代替地としての利用につきましては、都市計画道路として買い取りした場合は他の目的には使えないということがあります。

今後、今のご意見を踏まえまして検討していきたいと思います。

議長

他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

では、これで質疑を終結したいと思います。

これより、採決いたします。

「第6号議案 市原市都市計画生産緑地地区の変更について」承認する委員の挙手を願います。

(挙手全員)

全員賛成と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり承認することと決しました。

議長

傍聴者の皆様には、本日の決定・審議は終了いたしましたので、係員の指示に従って退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

議長

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして「第72回市原市都市計画審議会」を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。